

平成21年度

地域資源利用型産業創出緊急対策事業
(農山漁村地域資源有効活用推進事業)

公 募 要 領

平成21年12月

特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構

助成金の交付申請又は受給される皆様へ

当助成金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、助成金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、助成金交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当機構に提出する書類は、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当機構から助成金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、助成金の交付対象とはなりません。
3. 助成金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について当機構の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、助成金を不正に受給した疑いがある場合には、当機構として助成金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該助成金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の助成金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、新たな助成金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。

特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構

1 総則

地域資源利用型産業創出緊急対策事業のうち農山漁村地域資源有効活用推進事業（以下「本事業」という。）の公募については、この要領に定める。

本事業は、この公募要領のほか、次に掲げる要綱等により実施するものとする。

- ・ 地域資源利用型産業創出緊急対策事業実施要綱（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 環第 27 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）
- ・ 地域資源利用型産業創出緊急対策事業実施要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 環第 28 号環境バイオマス政策課長。以下「実施要領」という。）
- ・ 地域資源利用型産業創出緊急対策事業費補助金交付要綱（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 環第 29 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）

2 事業概要

(1) 目的

農山漁村には太陽光などの自然エネルギーをはじめ、稲わら・間伐材等の未利用のバイオマスが豊富に存在するなど、食料供給のみならず資源供給の面でも大きな潜在力を有している。このような潜在力を発現させ、低炭素社会の実現と農山漁村の活性化を同時にかつ緊急に達成するためには、未利用資源の有効活用に必要な施設等の導入や製品の利用体制の整備が不可欠となっている。

このような状況の中で、我が国独自のバイオマス変換システムである農林バイオマス 3 号機については、離島等におけるエネルギーの地産地消に向けて大きな効果を上げることが期待されているが、農林バイオマス 3 号機をはじめとする先進的なバイオマスの変換施設の導入には高額の初期投資が必要である。

このようなことから、本事業では、農山漁村の潜在力を最大限発揮させ、緊急に地域経済の活性化や雇用の創出、低炭素社会の実現を図るために必要な取組みを支援する。

(2) 内容

本事業は、離島等の農山漁村地域における地域資源の有効活用、エネルギーの地産地消に向け、燃料や電力の供給を同時に行える農林バイオマス 3 号機等の先進的なバイオマス利活用施設の整備及び技術の実証に対し支援を行う。

なお、本事業は先進的なバイオマス変換施設の整備及び実証を行うことから、次のいずれかに該当する事業は対象としない。

- ① 純粋基礎研究、又は収益を得るための事業化段階のもの
- ② 地域バイオマス利活用交付金等の農林水産省の既存の補助事業等で採択された実績のある技術、若しくは実質的に同等のもの

(3) 助成金の額等

助成措置の対象となる事業、経費及び助成率は、表1、実施要綱別表及び実施要領別表のとおりとする。なお、申請のあった金額については、助成対象経費等の精査により減額することがある。

助成率については、施設整備に係る費用は1/2以内（特に技術的に先進的なもの（※）については2/3以内）とする。また、事業実施に必要な事務経費、技術実証に要する経費については、10/10とする。

表1 助成対象経費の範囲

助成対象事業	助成対象経費
(1) 施設整備 事業目標の達成に必要な施設の整備 ① バイオマス利活用施設 ② その他一体的に必要となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費 ・ 測量及び試験費 ・ 機械器具費
(2) 事業実施に必要な事務経費 ① 地域協議会の運営経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協議会の運営 ・ 地域計画書の作成等 ・ バイオマスの利用促進活動 ・ 事業の自主評価 ・ 助成金の監査及び経理指導 ・ 事業の進捗状況の確認 ② その他事業実施に必要な事務処理経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 機械・備品費 ・ 消耗品費 ・ 光熱水料費 ・ 燃料費 ・ 役務費 ・ 委託料 ・ 使用料及び賃借料
(3) 技術実証 先進的なバイオマス利活用技術の開発・導入に係る実証経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 先進的な製造技術に係る施設の運転や新技術の開発・導入 ・ 効率的なバイオマス原料の収集・輸送するシステムの開発・導入 ・ 製造過程で発生する副産物を高度利用するための新技術の開発・導入 ・ バイオマス製品等の品質を確保するための新技術の開発・導入 ・ その他先進的なバイオマス利活用技術の開発・導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 機械・備品費 ・ 消耗品費 ・ 光熱水料費 ・ 燃料費 ・ 役務費 ・ 委託料 ・ 使用料及び賃借料 ・ 研究機材費 ・ 機械賃料

※ 「特に先進的なもの」とは、他に類似をみない画期的な技術のことであり、技術の先進性については、「7 審査基準」を参照のこと。

(4) 事業実施主体

事業実施主体は、以下のいずれかに該当する法人又は団体等であって、事業を的確に遂行するに足る組織体制、人員、財政基盤、技術的能力等を有していること及び資金管理等について事業を円滑に遂行するために必要な能力を有していることとする。

- ① 民間事業者
- ② NPO法人
- ③ 地方公共団体
- ④ 公社
- ⑤ 農林漁業者の組織する団体
- ⑥ 第3セクター(地方公共団体の出資に係る法人(出資比率50%以上)に限る)
- ⑦ 消費生活協同組合
- ⑧ 事業協同組合
- ⑨ 地域協議会
- ⑩ その他環境バイオマス政策課長が適当と認める者

(5) 事業実施期間

事業実施期間は平成21年度から平成23年度までの3年間とする。事業採択期間は平成21年度とする。

3 地域計画公募の参加に必要な事項

(1) 地域協議会の設置

本公募に参加し、事業を実施しようとする者は、地域協議会を設置するものとする。地域協議会は、実施要領別添に定める要件を満たすものであり、原料供給者、バイオマス利活用施設整備事業者、市町村等、地域の実情に即した者がその構成会員になるものとする。

(2) 対象になる地域計画の作成・提出

地域協議会活動計画、原料調達計画、施設整備計画、技術実証計画、販売計画からなる地域計画を作成し、地域協議会が提出するものとする。

4 公募提出書類

(1) 提出書類

事業を実施しようとする地域協議会は、以下の書類を郵送又は持参により提出す

るものとする。

- ① 地域計画申請書（要領別記様式第6号）
- ② 地域計画書「農山漁村地域資源有効活用推進事業」（要領別添様式第2号）
地域計画書の欄外に記載された添付資料（位置図、製造技術フロー図、各施設設備配置図・一般図、技術内容が分かる資料、技術実証の提案技術内容が分かる資料）を含む。
- ③ 地域協議会の会員の概要がわかる資料
（業務内容を示したパンフレット、定款、最新の決算報告書等）
- ④ 技術の概要が分かる資料

(2) 提出期間

平成21年12月7日（月）～平成21年12月21日（月）

※ 土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、10:00から17:00までとし、期限までに到着又は提出されたもののみ受け付ける。

(3) 提出部数 9部（正1部 副8部）

(4) 提出場所 特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構

〒114-0024 東京都北区西ヶ原1丁目26番3号 農業技術会館本館5F

電話番号：03-5394-1627 FAX 番号：03-5394-1628

担当者：佐藤、中田、榎本

(5) その他

- ① 提出された書類は、返却しないこととする。
- ② 地域計画書等に使用する言語は、日本語とする。
- ③ 必要な審査書類が添付されていない場合、提出者に公募期間中に審査書類を提出するように求めた上で、公募期間終了（当日必着）までに審査書類の提出がない場合、地域計画書の提出を取り下げたものとみなす。

6 審査方法

- (1) 地域計画の承認は、7に定める審査基準に基づき、外部専門家等で構成する審査委員会の審査を経て、農林水産省環境バイオマス政策課と協議した上で、特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構が行うものとする。
- (2) 地域協議会は、平成22年1月中旬に開催する予定の審査委員会において、地域計画書の説明を行う。開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、提出期限内に有効な書類が整った者に対して、12月28日（月）までに連絡する。
- (3) 審査の内容については非公開とする。

7 審査基準

地域計画書の内容等について、外部専門家等の審査委員が6（2）の審査委員会での説明を踏まえて審査する。

地域計画書の審査に当たっては、次の審査の観点について審査を行う。

（審査の観点）

- ① 事業実施主体の技術力等の業務遂行能力
- ② 事業を実施するに当たっての実施体制
- ③ 事業内容及び実施方法の妥当性
- ④ 関係法令の許認可の取得状況
- ⑤ バイオマス利活用施設としての新規性・先進性
- ⑥ 技術実証事業としての相応しさ
- ⑦ 価格の妥当性
- ⑧ スケジュール

技術の先進性に関しては、審査委員会の審査対象となり、施設整備費の助成率について2／3以内（特に先進的なもの）、1／2以内のいずれかが決められる。

施設整備費の助成率が1／2以内に決まった地域計画書については、地域計画書の内容を修正して再提出するか、もしくは、地域計画書の提出を取り下げることができるものとする。

8 審査結果の通知

公募した地域計画書の審査結果については、地域計画書の承認結果及び承認された場合の施設整備の助成率について、平成22年1月末までに通知する。

なお、承認された者の氏名又は名称は、原則として公開する。

9 公募参加に要する経費の負担

地域計画書の作成、審査委員会での説明等公募参加に要する費用は、選定の成否問わず、公募参加者が負担するものとする。

10 その他の留意事項

（1）事業の推進

- ① 地域協議会

地域協議会は、事業の実施の適切かつ円滑な推進を図るため、事業実施主体

を含む地域協議会構成会員と連携を図るとともに関係機関の密接な連携による推進指導體制の整備を図り、行政機関、実需者団体、有識者等の協力を得つつ、事業実施についての技術的な助言、指導その他の所要の措置を講ずるものとする。

② 事業実施主体

事業実施主体は、地域協議会を通じて相互に連絡協調を図りつつ、地域協議会の指導の下に、事業の実施を推進するものとする。

(2) 助成金等の経理管理

① 事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、実施要綱、実施要領及び交付要綱等に従って実施するものとする。

② 当該助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、助成事業終了の年度の翌年度から起算して5ヶ年間整備保管するものとする。

(3) 経理処理に係る原則

本事業は、国民の税金を財源として実施していることから、経費の執行に際しては法令、規定等に即した適正な経理処理を行うこと。また、以下のことを遵守するものとする。

- ① 経費の計上は、当該事業の目的達成のために直接必要なものに限る。また、事業に直接使用したことが特定できない一般事務用品等は計上できない。
- ② 経費の計上は、事業期間中に発生したものが対象であることから、発注、納品、検収、支払いは、原則、事業期間中に行うこと。
- ③ 本事業で計上する経費について、他の公的な資金の重複受給はできない。
- ④ 経費の使用に際しては、競争原理を利用した発注契約を行うなど、経済性や効率性を考慮した調達を行うこと。
- ⑤ 人件費算定の根拠となる従事日誌は、本人がその都度記入するとともに、業務管理者は、定期的に、その記載された内容が適正であることを確認すること。

(4) 消費税等の取扱

助成事業の仕入れに係る消費税及び地方消費税については、助成の対象とならない。ただし、交付申請時において当該助成金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体に係る分については、この限りではない。なお、減額の対象となる消費税等相当額が、助成金等精算時に明らかになった場合は、これらについて返還する必要がある。

(5) 取得財産の管理

助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、助成事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。

なお、当該財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条第4号の規定により農林水産大臣の別に定める処分制限財産とし、当該財産については、農林水産大

臣が別に定める期間内において、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長の承認を受けて処分したことより、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(6) 知的財産権の帰属等

本事業の申請に当たっては、必要な技術に関連する知的財産権について、特許権者等関係者の了解のもと、事業の申請をするものとする。

本事業の成果により特許権等の知的財産権を得た場合の所有権は、以下の条件を確認することによって、事業実施主体に帰属するものとする。

- ① 事業実施主体は、知的財産権の出願又は取得後、遅滞なく、知的財産権の出願又は取得の状況について、地域協議会を經由して、報告すること。
- ② 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾すること。
- ③ 事業実施主体は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

(7) 助成金等の返還等

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等の法令等に違反して助成金等を使用した場合は、助成金等の交付決定が取り消され、受け取った助成金等の全部又は一部について返還を求められることがある。

(8) 秘密の保持

個人情報を含む当該事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間に関わらず、第三者に漏らしてはならない。

(9) 助成先情報の公開

本助成事業で助成金が交付された法人、団体については、特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構のホームページにて公表する。

11 地域計画の承認後の手続きについて

地域計画の承認後、事業実施計画を事業実施主体が作成し、その後、特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構に提出。特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構にて内容審査が行われ、承認された後、助成金の交付申請手続きを行う。

12 問い合わせ先

特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構
〒114-0024 東京都北区西ヶ原1丁目26番3号 農業技術会館本館5F
電話番号：03-5394-1627 FAX番号：03-5394-1628
担当者：佐藤、中田、榎本

以上